

知事の政治姿勢について

先ごろ国会において憲法改正の手続きを定める国民投票法が成立したが、今後、自主憲法制定に向けた大きな一歩を踏み出したものと評価するとともに、国民が憲法改正を行う権利を正常に行使できるようになったものと理解している。知事の国民投票法の成立を受けての所感と今後の憲法改正についてのお考えを伺う。

柄沢議員の代表質問にお答えします。

まず初めに、国民投票法と憲法改正についてであります
が、

国民投票法の成立につきましては、憲法施行から60年にし
て初めて、憲法改正の是非を直接国民に問う手続きが整備さ
れたものと認識しております。

なお、この手続きは、公正中立な共通ルールというべきも
のであることから、基本的にはできるだけ幅広い合意によっ
て定められることが望ましかったと考えております。

また、憲法は国民の生活を規定する基本原理であり、その
あり方については国民の間で広く議論されることが望ましい
と考えております。

骨太の方針では、地方間の税源の偏在の是正方策について検討することとされ、また、知事も今年の2月のアピールや「平成20年度政府予算に対する要望書」の中でも同様の認識を持っていると思うが、改めてこの地方と都市部の財政力格差の問題についての見解を伺う。併せて、このような状況にあって本県財政の安定的な運営をどのように確保していく見通しか伺う。

次に、地方と都市部の財政力格差についてであります、財政力格差については、各団体における税源涵養インセンティブを確保しつつ、国からの税源移譲及び地方交付税の総額の確保によって調整されるべきであると考えております。県としては、税源移譲及び地方交付税の総額確保について、他の知事等と足並みを揃えながら国に働きかけてまいりますとともに、今後とも歳入歳出両面での努力により、県民の皆さんに不安を持たれない財政運営に努めてまいる所存です。

地方としては、国と地方の税源配分5：5を目指すこととしており、これに伴い、地域間の税源偏在が更に拡大する懸念やその是正策が議論されているが、知事はどのように考えているのか伺う。

次に、税源移譲に伴う格差拡大の懸念についてであります
が、

眞の地方分権の推進のためには、国と地方の役割分担を明確化した上で、国からの税源移譲を進め、地方への税源配分をさらに高めていく必要があるものと考えております。

地域間の税源偏在の是正については、各地方団体の税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、法人関係税について、外形標準課税の拡充や分割基準の見直し等が必要と考えております。

2014年問題は目前の現実となってきており、新潟県のあるべき姿を早急に考えなければならない時期にあると思う。自民党本部の道州制調査会においても、8から10年後の道州制移行を目途に中間報告案が公表されたところであるが、道州制に対する知事の基本的考え方を伺う。

次に、道州制に対する基本的考え方についてであります
が、

道州制は、単なる都道府県合併ではなく、地方分権を進め、簡素で効率的な行政を実現し、住民本位の個性豊かで活力に満ちた社会をつくるもので、中央省庁の解体再編を含めた我が国の統治機構全体の改革を行う中で、将来の広域自治体の姿の一つとして考えております。

しかるに現状は、道州制の区割り議論や導入ありきの工程設定等が先行し、中央省庁のあり方や権限・財源の地方への移譲など重要な議論が進んでいないことから、本来の道州制導入の意義、イメージについての国民の認識は、未だ低いものといえます。

私としては、我が国、我が地域の将来のために、国、広域自治体、基礎自治体のあり方等について国民的な議論をしつかりを行い、国民のコンセンサスを得ながら進めていかなければならないと考えております。

政府の地方分権改革推進委員会は、「自治立法権」の確立など、改革の「基本的な考え方」を策定したところである。

先ず、条例制定権や地方税財政制度の強化・拡充など、地方分権をしっかりと実行し、分権の受け皿となる基礎自治体の体力を強靭なものとしておくことが必要であり、一番重要なことと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、地方分権改革に関する認識についてであります、地方分権改革推進委員会がまとめた「基本的な考え方」は、「地方が主役の国づくり」の理念のもと、地方の裁量権・自由度の拡大に向けた各種提案を盛り込んでおり、全体としては評価できるものであります。

とりわけ、住民に身近な行政サービスの提供は、基本的には住民に一番近い市町村が行うことが望ましいことから、議員御指摘のとおり基礎自治体の体力を強靭なものとしておくことが重要と考えております。

県では、昨年「広域自治体に関するあり方懇談会」を立ち上げ、道州制に関する県民議論に向けた論点整理を行ったと聞いているが、これら最近の道州制を巡る動きを見据えて、今後、どのような対応を図られるのか、知事の考え方を伺う。

次に、最近の道州制を巡る動きを踏まえた、今後の対応についてであります、

現在、国の道州制ビジョン懇談会や自民党道州制調査会等において様々な議論が行われています。

しかしながら、道州制導入を前提にしたスケジュールや都道府県からの権限移譲の先行など、基本となる道州制下における国と地方の役割分担の共有イメージがない中で議論が進むことに強い懸念を感じております。

今後は、道州制が単なる都道府県合併に終わらないよう、道州制調査会等の動きに対し、県議会の御意見を十分にお聞きしながら、連携して訴えて行くとともに、県民各層への積極的な情報提供や各種意見交換会の開催などにより、活発な道州制議論が展開されるよう努めてまいります。

また、現段階では、一県で道州を構成することを含めて、あらゆる可能性を排除せず、隣県等との連携や交流を深めて行く必要があると考えております。

県では、羽越本線の高速化事業の可能性について山形県とともに検討委員会を設置し、5月末に委員会が開催され、最終報告が取りまとめられたと聞いているが、報告を踏まえ、県としてどのように取り組むつもりか、知事の考えを伺う。

次に、羽越本線の高速化についてですが、「羽越本線の高速化と地域活性化に関する検討委員会」の報告書では、

- ・高速化の手法は、費用対効果の面から「新潟駅における同一ホーム乗換」と「在来線の高速化」の組み合わせが最適である

- ・地元が高速化を生かして地域活性化に向けて取り組むことが不可欠である

という内容になっております。

なお、同一ホーム乗換事業については、既に事業着手している新潟駅付近連続立体交差事業と一体的に施工することが効率的であるとされております。

この報告を踏まえ、県としましては、羽越本線の高速化が新潟の拠点性を高め、上越新幹線の枝線化を防ぐ有効な手段であることから、まず同一ホーム乗換事業について、連立事

業と一体的に整備を進めるための関係者協議を早期に行い、
在来線高速化と分離して実施する方向ですすめてまいりたい
と考えております。

平成16年の大震災等の発生で、復旧を最優先事項として緊急的、集中的に資本投下が行われてきており、復旧に一応の目処がついた今日、全県的バランスという視点に立った社会基盤整備を行うべき時期に来ていると考えるが、今後の土木行政の進むべき方向について、知事の考えを伺う。

次に、今後の土木行政の進むべき方向についてであります
が、

政策プランに掲げる「住んでみたい新潟、行ってみたい新
潟」の実現に向け、土木行政においては、

- ・ 県民のいのちと暮らしを守る社会資本整備や
- ・ 地域の基幹産業である建設産業の振興

を施策の柱と位置づけ、各種事業に取り組むこととしており
ます。

具体的には、

- ・ 県民が安全で安心して暮らすことのできる「災害に強い
ふるさとづくり」
- ・ 救急患者を一刻も早く救急救命センターへ搬送する「い
のちを守る道路づくり」
- ・ 市街地を浸水から守る治水対策

など、県民のいのちと暮らしを守ることを最優先に、社会資
本整備に取り組んでまいりたいと考えております。

佐渡汽船は、6億円の第三者割り当て増資の意向を発表し引受先を検討しているとのこと。時期的にも県の対応を示すべき時と考えるが、筆頭株主である県はどのように対応するのか、伺う。

次に、佐渡汽船の増資に対する県の対応についてあります

県では、今回佐渡汽船が債務超過に陥った原因と責任を明らかにするために調査を実施した結果、不動産投資の失敗や不透明なグループ企業間取引が主因であることが判明したため、佐渡汽船に対し、今後の対応と再発防止策の検討を要請したところあります。

これを受けて、佐渡汽船では取締役会で再発防止策を決議し、グループ企業の再編、グループ企業間の役員兼務の見直し、遊休資産の処理などに取り組んでいるところであります。こうした対応は県の要請に沿った内容であり、財務体質の改善策として評価できるものと考えております。

こうしたことから、このたび発表された佐渡汽船の第三者割り当て増資の意向の中で、今後県への増資について正式な要請があれば、大株主として増資に応じる方向で検討したいと考えております。その場合は、内容を詰めた上で、議会にお諮りしたいと考えております。

国の月例経済報告によれば、「景気は、生産の一部に弱さが見られるものの、回復している」とされているものの、本県では、業種により格差が生じると共に、公共事業の減少などにより建設業を取り巻く経営環境も悪化しているものと認識するところであるが、知事は、県経済の現状についてどのように認識されているのか伺う。

次に、県経済の現状についてであります。

県内経済は、輸送機械など一部の業種においては、中国経済の成長等に支えられ、底堅い動きが見られるものの、各種経済指標からは、総じて回復の動きに一服感がみられるところであります。

このような中、

- ・ 製造業では、原材料価格の高騰や海外製品との競争激化などにより、業種間で二極分化が進展するとともに、
- ・ 建設業では、災害復旧工事が一段落したことから受注量が激減しており、

中小零細企業が太宗を占める繊維、金属加工製品などの地場産地や、公共工事に依存した建設業者を多数抱える本県経済は、厳しい経営環境におかれています。変曲点を迎えているものとみております。

公共事業については、県はすでに地元中小建設業者の受注機会の確保に努めているが、県内中小企業を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増す中において、こうした取組を県内産業全般に広めると共に、取組を更に拡充強化すべきものと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、県内中小企業の受注拡大に向けた取組についてあります、

県内建設業の平成18年度の状況は、業界全体で見ても公共工事の抑制により売上高は対前年度比27%減となるなど厳しい経営環境にありますが、そのうち99.9%を占める御指摘の中小建設業者はとりわけ、災害復旧工事が一段落したことなどを受け、今後、更に厳しい状況に置かれるものと懸念しております。

建設業に限らず、県内中小企業の受注、取引の拡大は、企業の持続的な活動を支えるとともに、安定した雇用の場の創出・確保につながることから、私としましては、県内中小企業の受注拡大に向けて、農業でいう地産地消を他の産業においても促進することを念頭に、県をはじめ、県内で事業活動を行う者などに期待される取組を条例により明確化し、これを梃子に私自身、県内外の関係者に働きかけることを検討してまいりたいと考えております。

新潟県中心市街地活性化検討委員会の最終報告で、大規模集客施設の適正立地に対する県による独自規制の検討が提言され、それを受けて知事は委員会に対して、更に対象施設の面積規模など具体的な制度構築に必要な事項について再検討を依頼し、先般、この検討報告が公表されたが、今後、県として制度化に向けてどのような取組をするのか、伺う。

次に、大規模集客施設の適正立地に対する県による独自規制の制度化についてであります、

中心市街地活性化検討委員会の検討報告につきましては、まちづくりという公共ニーズと商業活動の自由という相反するテーマを調整いただいたものと認識しております。

県いたしましては、この提言を十分尊重し、9月議会での条例案の公表に向け作業を行ってまいります。

先般、2009年を新潟県の大観光交流年にするための取組について発表されたが、デスティネーションキャンペーンや大河ドラマ「天地人」の放映など、それぞれについて取り組みながら如何に相乗効果を上げていくか、また、その効果をどのように継続性のあるものとしていくかが重要と考えるが、今後の展開についての所見を伺う。

産業労働観光部長 答弁

大観光交流年に向けた取組についてであります、
2009年には本県を全国に向けて発信していく様なイベ
ントやキャンペーンが重なり、本県観光を盛り上げていく絶
好の機会であることから、これを最大限に活用し、交流人口
の拡大に繋げていきたいと考えております。

実施に当たっては、個別の取組を有機的に結びつけていく
ための組織を設置するなど、目標を一つにした取組として相
乗効果が發揮されるよう努めてまいります。

また、その効果を一過性のものとしないため、「食」や
「地域文化」など、基本となる観光資源をしっかりと磨き上
げることはもちろん、民間を含め広範な関係者の連携・協働
を促しながら、リピーターの拡大に努め、その後にも続く人
の流れを創ってまいりたいと考えております。

本年は日中国交正常化35周年の節目の年で、また、来年は本県と黒龍江省の友好提携25周年を迎える。本県と中国との関係はこれまでの友好親善の関係から更に人的、経済的な交流の強化・促進の段階に向かうべきものと考えるが、この度の訪中の成果を踏まえた中国との新たな展望について、知事の所感を伺う。

次に、中国との新たな展望についてであります。
国交正常化35周年を迎える日本と中国の関係は、これまで
は援助・支援の関係にありましたが、近年の中国の急速な経
済発展により、これからは、対等・補完のワイン・ワインの
関係になっていくものと実感したところであります。

具体的には、環境やエネルギー問題が中国の成長阻害要因
となっておりますが、これらは日本が技術的優位性を保って
いる先進分野であり、こうした分野で日中間で協力すること
が、中国の大気汚染による日本への影響の緩和や、環境ビジ
ネスという形で日本にもメリットがあると認識しております。
こうした観点から、今後は、政府間レベルの交流にとど
まらない、幅広い民間レベルの交流を進めるべき時期に来て
いると考えております。

このため、本県としても、今後、急速な経済成長が見込ま

れる黒龍江省を始めとした中国東北部との間で、これまでの友好親善の関係から一歩進めて、経済交流を含めた幅広い分野での相互協力関係を構築すべきと考えております。

この度の訪中の成果と今後の交流の取組について伺う。

知事政策局長 答弁

訪中の成果と今後の交流の取組についてであります、
経済・観光交流拡充に向けた人的ネットワークの構築を主
眼に置いた今回の訪中では、北京において、中国外交部幹部
の戴秉国（たい へいこく）副部長等にお会いし、総領事館
の誘致について、直接働きかけを行って参りました。

また、大連では、200名近くの参加者を得て、大連経済事
務所の開設10周年記念式典を盛大に開催することができまし
たが、地元経済界の同事務所に対する評価及び本県への期待
の大きさを、改めて感じたところであります。

来年、県省交流25周年を迎える省都ハルビン訪問では、黒
龍江省の張左己（ちょう さこ）省長と面談し、この7月か
ら、県省間の職員の相互派遣を行うことで合意したほか、現
在黒龍江省の各分野で活躍している元県費留学生と、今後の
交流拡大に向けて具体的な意見交換を行うことができまし
た。

さらに、ハルビン商談会では、多数の来場者が本県ブース
を訪れ、経済交流の拡大の可能性を感じたところです。

今後は、今回の訪中の成果を踏まえつつ、とりわけ急速な

経済発展が見込まれる東北部との、より一層の人的、経済的な交流拡大に向けて施策を展開して参りたいと考えております。

柏崎刈羽原子力発電所におけるデータ改ざん問題について
東京電力のデータ改ざん問題は、東京電力から再発防止策が提出され、5月には国が行政処分などを行った。県民が安心して暮らしていくには、原子力発電所の安全確保が大前提であるが、今後どのような姿勢で臨んでいくのか知事の考えを伺う。

次に、柏崎刈羽原子力発電所におけるデータ改ざん問題についてお答えします。

まず、原子力発電所の安全確保に対する今後の姿勢についてであります。

原子力発電所は人類が扱う巨大で最も複雑なシステムと組織体系を有するものの一つであり、いまだ発展途上にあることを認識したうえで、安全の確保に向け、日々改善を続けていくことが重要であると考えております。

そのためには、東京電力が更に情報公開を徹底し、トラブルが発生した時に個人の責任追及ではなく、原因究明をしつかりを行い対策の確実な実施を優先する仕組みが必要あります。また、県といたしましても、原子力発電所における各種測定データの信頼性を確保する監視強化などにも取り組み、より安全な原子力発電所にするために寄与してまいりたいと考えております。

データ改ざん問題で、東京電力は今後、再発防止策を着実に実施して立地地域の原子力発電所に対する信頼回復に努めたいとしている。原子力発電所の安全強化に対しては、自治体の果たす役割も大きいと考えるが、今後、県はどのように対応していくのか伺う。

防災局長 答弁

原子力発電所の安全強化のための対応についてであります
が、

県といたしましては、

- ・発電所トラブル等内部情報受付窓口の設置
- ・東京電力や協力企業等との意見交換会への参画
- ・企業体質改善の取組の確認
- ・観測データの監視の強化

を行っていくこととし、これらに必要な安全協定を今月18日
に改定したところであります。

今後は、東京電力が実施する再発防止策の取組を注視していくとともに、東京電力が行う企業体質改善に向けた取組に
対して、専門家からの意見を踏まえて対応を求めてまいりた
いと考えております。

データ改ざん問題で、国が原子炉等規制法に基づく行政処分などを行ったが、立地地域では、事業者を規制・指導する立場の国への不信感も大きく、これを立て直すこと抜きには原子力に対する信頼回復はあり得ないと考える。今後、国に対し県はどのような対応をとっていくのか伺う。

次に、今後の国への対応についてであります、
今回のデータ改ざんでは、改めて国の検査体制に疑問が生じたことから、2月に甘利経済産業大臣に直接お会いして、
検査制度の充実や原子力安全・保安院の分離・独立などについて要請したところであります。

これを受け、先般、国は行政処分として保安規定の変更命令を行ったほか、定期検査での特別な検査の実施など検査体制を強化したところであります。

県といたしましては、より安全な原子力発電所と立地地域住民の安心の確保を目指し、事業者が安全対策を積極的に進めるための仕組みづくりなどについて、原子力発電関係団体協議会など様々な機会を捉え、国に要請してまいりたいと考えております。

能登半島地震では、志賀原子力発電所で想定を超す揺れであったとの報道もあり、県民としては柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性に高い関心を持っている。柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性評価について、今後、県はどのような対応をされるのか伺う。

次に、耐震安全性評価への今後の対応についてであります
が、

柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性評価については、現在、新しい「耐震設計審査指針」に基づく基準地震動を策定するために、発電所の敷地外に加え、現在、敷地内での地質調査を行っているところであります。

県といたしましては、本年秋にも調査の結果がまとまるところから、耐震安全性評価のための資料として十分かどうか、地質問題も含めて技術委員会において確認し、必要な対応をすることとしております。今後とも県民の安全と安心を第一に対応してまいります。

医療・福祉問題について

国民の支払う年金保険料の記録は、基礎年金番号が導入され各種の年金番号が一人一口に統合されたが、入力ミス、実態の隠蔽や放置などにより未だ約5千万口の未統合の記録が残っており年金問題としてクローズアップされている。一刻も早い問題の解決のために、何が国民にとって最重要課題なのか、安全と安心の確保を第一義に行うべきと考えるが、知事の所見を伺う。

次に、医療・福祉問題についてお答えします。

まず、年金問題についてであります、

今回の年金問題は、現業部門とそれを監督する部門が同一組織であるため、トラブル等が生じた場合のチェック機能が働かないという官業制度の不合理さが現れたものであり、議論に当たっては、年金は国民のための制度であるという原点に立ち返ることが必要であると考えております。

この問題の解決に当たっては、既に年金を受給している高齢者の世代にとっては速やかな納付記録の照合や時効の撤廃により受給の権利を回復させることが重要であり、また、将来年金を受給することとなる世代にとっては制度の抜本的な見直しにより将来に向かって安心できる制度を確立することが重要であるなど、国民の置かれた立場によりそれぞれの課題が異なるものであると考えております。

国は、昨年8月の「新医師確保総合対策」により医師確保に取り組んできたが、更に推進するため、政府・与党は「へき地勤務の医師を都道府県が養成する場合は医学部の定員増を容認」や、「研修医の大都市集中を是正するため臨床研修病院の定員を都市部で削減」など、6項目の対策を盛りこんだ「緊急医師確保対策」を5月に取りまとめたが、この対策に対する知事の評価を伺う。また、これらの国の動きを踏まえ、知事は県内における医師の充足状況をどのように認識し、県として医師、特に勤務医確保についてどう取り組んでいくのか所見を伺う。

次に、政府・与党の「緊急医師確保対策」に対する評価についてであります、

「医学部定員の臨時的増」や「臨床研修医の定員の見直し」など、年間10～20人程度の新たな定着効果が期待される対策も示されておりますが、本県は全国平均に比べ医師の絶対数が約790人不足しているとも換算されることから、これらの施策だけでは効果は限定的と考えられます。

また、本県の医師充足状況については、絶対数の不足に加えて、特に病院勤務医が人口10万人当たり106.2人で全国平均より22人少なく、全国順位は40位であることから、勤務医の確保が重要な課題であると認識しております。

県といいたしましては、本年度から「勤務医等確保対策室」

25

を設置し、へき地等への勤務の義務化についての要望活動や、「勤務医ショートサポート事業」等の実施を通じた勤務医に魅力ある勤務環境づくりなどに取り組んでおり、今後外国人医師の活用に向けた検討を行うほか、今回示された「緊急医師確保対策」につきましても、大学や医師会等、関係機関と一丸となって取り組んで参ります。

本県の地域医療提供体制は、今回の姫川病院の閉院の問題、水原郷病院における医師の大量退職問題や、県央などの不充分な救急医療体制などさまざまな課題があると認識している。救急医療をはじめとする地域医療提供体制の確保・充実のため、県としてどのような対応を行うのか、知事の考え方を伺う。

次に、地域医療提供体制の確保・充実に向けた県の対応についてであります、

地域医療提供体制の確保に向けた最大の課題は医師不足、とりわけ勤務医の絶対数が少ないことにあると認識しております。

県といたしましては、勤務医の確保のため、

- ・へき地等への勤務の義務化についての国への要望
 - ・働く医師にとって魅力的な勤務環境の整備
 - ・公立病院、民間病院及び開業医間の役割分担による連携体制の構築
 - ・「長岡市中越こども急患センター」など、地域の開業医が一次救急を分担する医療体制整備による病院勤務医の負担軽減
 - ・外国人医師の活用についての検討
- などの取組を進めて参ります。

コムスンが介護保険事業の指定を不正に受けていることが判明し、厚生労働省が各県に対してコムスンの新規事業者指定や更新を行わないよう通知したが、この問題は介護保険制度に対する国民の信頼を失墜させる重大な問題であると考えるが、このような事態が発生したことについて、知事の所感を伺う。

次に、株式会社コムスンの不正についてであります、
介護保険事業を全国展開している株式会社コムスンが、虚偽申請により介護保険事業者の指定を不正に受けていることは、制度に対する信頼を根底から失わせるものであり、遺憾であります。特に介護サービスの利用者である高齢者及び家族の方々に不安と失望を与えたことは、残念であります。

加えて、このような事態が発生したことについては、事業者指定を行った都道府県にも、チェック体制に限界があり反省すべき点もあったと考えております。

しかし、その背景には、施設管理者等の配置基準について、制度設計上の課題があるのではないかとも考えております。

今後、問題点を整理した上、利用者の不安が解消されるよう制度改善を国に働きかけてまいりたいと考えております。

今年の4月には、コムスンが東京都で処分逃れのための事業所廃止を行っていたことが明らかとなり、全国的に大きな問題となつたが、本県としてはどのような対応をとったのか伺う。併せて、県内のコムスンの事業所において他県のような不正に事業者指定を受けていた事例があったのか伺うとともに、不正に事業者指定を受けていた場合は、県として指定を取り消すつもりなのか伺う。

福祉保健部長 答弁

コムスン問題に関する県の対応についてであります、株式会社コムスンが県内において運営する訪問介護等の36事業所に対し、緊急的に監査を実施したところであり、現地での監査において、指定申請時に届け出がなされた管理者の勤務実態が確認できない事例や、他事業所と兼務している事例などが見つかっております。

現在、事業所からの追加書類の提出及び関係者からの聴き取りなどにより精査を進めているところであり、その結果を踏まえて、適正に対処してまいりたいと考えております。

今後、コムスンの事業所の廃止による県内利用者への影響についてどの程度と予想され、介護が受けられなくなるいわゆる介護難民を発生させないための県の対応について伺う。

福祉保健部長 答弁

次に、県内利用者への影響等についてであります、コムスンが提供している代表的なサービスである訪問介護の利用者は、本年4月現在で約880人であり、県全体の約5%程度に相当しております。

他の事業者への事業譲渡がうまく行かない場合には、早朝、深夜などの介護サービスの一部について、代替事業者の確保が出来ないものが生ずるのではないかと懸念しております。

今後、市町村に対する調査結果を基に、現場の事業者の声も聞いた上で、制度設計の改善を国に要望してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、一人の介護難民も出さないよう、公的団体に代替サービスの引き受けを働きかけること等も含め、市町村とも協力しながら、きめ細かく対応してまいりたいと考えております。

農業問題について

本年からスタートした品目横断的経営安定対策に対応して、本県も積極的に担い手確保対策を推進しており、今後、担い手の経営発展が重要課題と考えるが、県としてどのように育成していく方針か、伺う。

次に、農業問題についてお答えします。

まず、担い手の育成方針についてであります、

私は、産業として魅力のある農業を確立するためには、若者が進んで農業をやりたいと思うような環境を作っていくことが重要であると考えております。

こうした環境を実現するためには、農産物を「生産」するだけの生産農家から脱却して、経営企画・販売管理能力を持ち、ビジネスとして農業を展開できる経営体となっていたら必要があると考えております。

このため、県といたしましては、

- ・農業者の企画・販売力強化に向けた取組や
- ・農業者が自らの農産物を販売する会社の創業

などのチャレンジに対して、企画・販売ノウハウを有している外部人材の積極的な活用を通じて支援し、競争力のある経営体となるよう支援・育成してまいりたいと考えております。

本年度から「農地・水・環境保全向上対策」が全県で取り組まれているが、地元からの強い要望もあり、県はもっと積極的な対応が必要と思うが、対策の取組状況と今後の県の対応について、伺う。

農地部長 答弁

農地・水・環境保全向上対策についてであります。まず、今年度の取り組みにあたりましては、本対策に対する地域の意欲と熱意を最大限尊重するとともに、市町村の意向を踏まえ、予算配分を行ったところであります。

その結果、本年度は県内31市町村において、850地区余りで農業用水路の泥上げ・草刈りや、生態系を保全する取り組みなどが行われております。

次に、今後の県の対応につきましては、それぞれの活動組織がしっかりと対策に取り組み、効果を上げることが重要なことから、第三者委員会を設置して活動内容の確認・評価を行う予定であります。

この評価結果を踏まえ、対策への取組が地域の振興に資するよう、また、農業者以外を含めた地域ぐるみの活動が自立的に継続して行われるよう、市町村毎に設立された地域協議会を活用して、対策の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

4年ぶりに再開される中国向け日本産精米の輸出で、新潟県産コシヒカリがその第一便となると聞いているが、中国への米輸出の可能性と課題、及び今後の本県の取組方向を伺う。

次に、中国向け米輸出についてであります、

一般的には、

- ・米そのものの味にこだわる和食の文化がまだ十分には広まっていないのではないか
- ・現地産米と比べて5～10倍の価格差をクリアできるのか等、懸念する声も聞かれます。

しかしながら、急速な経済成長による富裕層の増加とあわせ、食の安全・安心への関心が高まっている中国において、安全・安心で高品質の新潟産コシヒカリが一定のシェアを占めることは、十分可能であると考えております。

2,000万人とも言われる富裕層をターゲットに、高級日本料理店や贈答市場において、認知度を高め販路開拓をするための取組を様々なチャネルを通じ多角的に展開してまいります。

教育問題について

昨年、教育基本法が改正され、今国会では、教育再生関連三法が成立した。また、政府の教育再生会議においては第2次報告が示されるなど、早急に教育再生を図らなければならないという危機意識から早いテンポで改革が進められているが、国民にわかりやすく教育再生に向けての方向や目標、手法等を説明する必要があると考えるが、教育長は国の動向に対して、どのように受け止めているのか伺う。

教育長 答弁

国の一連の教育改革の動向についてですが、
御指摘のとおり、教育基本法の改正、教育改革関連三法の
成立、教育再生会議の第2次報告など教育改革が大きな流れ
になっていると認識しております。

今後は、教育現場をはじめ様々な意見を取り入れ、より幅
広い国民的議論のもとで改革が進められていくことを期待し
ているところであります。

一連の法改正や教育再生会議が示した報告内容について、県教育委員会としてはどのような対応をとっていくのか伺う。また、これら改革や変更の当事者たる子どもたちへの対応はどのように考えておられるのか伺う。

教育長 答弁

次に、教育改革への対応についてですが、教育基本法の趣旨にのっとり、法令に従って教育行政をすすめるとともに、地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担と相互協力の下で進めて参りたいと考えております。

また、子どもたちへの対応についてですが、このような変革の時代の中でこそ、知・徳・体、調和のとれた人間の育成という、教育における「不易」の部分をこれまでにも増してしっかりと見極め、子どもたちに確かな学びを保障し、「にいがたの未来を担う人づくり」を一層充実していくことが重要であると考えております。

県教育委員会では、全国でも例のない県民総ぐるみの運動を展開するため「いじめ根絶にいがた県民会議」を設置したが、この会議の設置目的と取組方や期待する効果について教育長に伺う。

教育長 答弁

次に、「いじめ根絶にいがた県民会議」の設置目的と取組方、期待する効果についてであります、

いじめ根絶の意識は学校だけでなく、子どもを取り巻くあらゆる環境で育むべきであることから、県民総ぐるみの運動を展開する必要があると考え、県民会議を設置したところであります。

この県民会議は、趣旨に賛同いただいた約50の省内各界の機関・団体で構成し、それぞれの立場から、各種の集会や継続的な周知・啓発活動などを行うこととしております。

こうした各機関や団体の一つ一つの取組が、点から面に広がり、やがて県民全体にいじめ根絶の意識が根付くことを期待しているところであります。

いじめの未然防止や早期解決のためには、市町村や学校だけの取組に任せるのではなく、県としても支援を行うシステム整備が重要であり、今年度から、義務教育課内に「総合支援チーム」が設置されているが、これまでの取組と成果について伺う。

教育長 答弁

次に、総合支援チームの取組と成果についてであります
が、

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の解決は喫緊の課題であり、総合支援チームを派遣して、緊急対応時における児童生徒の心のケアを実施するとともに、生徒指導上困難な学校への計画的、継続的な支援などに努めているところであります。

4月以降、8市、8校に延べ18回派遣し、心のケアや指導体制の整備などに成果が見られたところであり、引き続き市町村と連携して、未然防止や早期対応に努めてまいりたいと考えております。

いじめ根絶に当たっては、何よりも各学校がいじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るという危機意識を持ち、児童生徒の心のサインを確実に把握して、いじめ根絶の取組を一層強化することが肝要かと考えるが、各学校でどのような取組を行うことが重要であるか、教育長の考えを伺う。

教育長 答弁

次に、各学校の取組についてであります、
何よりも教職員が未然防止や早期発見の取組を強化することが重要であることから、各学校に対して、「中1ギャップ解消プログラム」などを基にした継続的な取組により、児童生徒との絆を深め、心のサインを的確に把握して、早期解消に努めるよう指示しているところであります。

併せて、児童生徒自らの力で運動を進めることに加えて、家庭、地域と連携した取組を一層強化してまいりたいと考えております。

長岡市の県立高校のトイレにおいて女子生徒が出産し、子どもを死亡させたとして殺人罪で逮捕される事件が発生した。今後の検証を経て対応がなされると思うが、誰にも相談できず出産してしまったとのことであり、まず以て、身近に相談できる体制の整備が必要と考えるが、今回の事件について教育長の所見を伺うと共に、今後の対応についても考えを伺う。

教育長 答弁

次に、県立高校の女子生徒の出産事件についてあります
が、

のことにより高校生や保護者、県民の皆様に大きな衝撃
を与えたことは、誠に遺憾なことであり、申し訳なく思って
おります。

今後の対応につきましては、学校で、これまで以上に命の大切さと性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定、適切な行動選択ができるよう指導するとともに、保護者とも連携して、きめ細かく生徒を見守っていきたいと考えております。

治安対策について

先般発生した、県警本部幹部による暴行事件は、県民の安全・安心を守る立場の警察官であったことから県民には非常にショッキングなことである。本部長には、改めて警察官の綱紀粛正を強く要望するが、その対応について伺う。

警察本部長 答弁

警察官の綱紀粛正についてであります、

事案の概要は、6月13日、警察本部の地域課長が、酒に酔って帰宅途中に高速バスの車内で、女性に暴行を加えた事案であります。

現在、事実関係について、捜査中であり、今後、事実に即して、厳正な処分を行うこととしております。

部下を指揮監督する立場にある幹部警察官がこのような行為を行い、被害者及び関係された皆様方並びに県民の皆様方に対し、深くお詫び申し上げます。

県警察といったしましては、今後、一層の綱紀粛正を図り、再発防止のための対策に全力を尽くし、県民の期待と信頼に応えてまいります。

我が国から拳銃を根絶するには、海外からの拳銃の供給を遮断する水際での対策が必要不可欠であると考えるが、県警として、拳銃の供給ルートを遮断するための水際対策の強化については、どのように対応されているのか伺う。

警察本部長 答弁

次に、けん銃の供給ルートを遮断するための水際対策についてであります、

押収されるけん銃の大半は外国製であり、暴力団等の犯罪組織が深く関与して密輸され、国内に流通していると認められます。

このことから、県警察としましては、引き続き、暴力団関係者や来日外国人を対象に、けん銃密輸等に関する情報の収集に努めるとともに、けん銃が密輸されるおそれのある新潟東港等の海空港については、税関、海上保安庁等関係機関との緊密な連携の下に、出入りする船舶や貨物の実態把握と監視を強化しているところであります。

拳銃等は一般社会まで拡散しているものと懸念されるが、地域社会に潜在する拳銃の摘発について、県警として、今後どのような対策を進めていく考えなのか伺う。

警察本部長 答弁

次に、地域社会に潜在するけん銃の摘発についてであります
すが、

県警察としましては、本年4月に薬物銃器対策室を設置し、銃器捜査体制の強化を図ったところであり、今後、けん銃事犯に係る情報収集活動を更に強化するとともに、得られた情報に基づき、徹底した捜索を実施することとしております。

また、県民の皆様にも、広く情報提供を呼びかけ、隠匿けん銃の発見、摘発に努めることとしております。

「サミット労働大臣会議」など、今後、大規模イベントが予定されているなか、北朝鮮の小型船入港事件などが発生しており、長大な海岸線を有する本県にとって沿岸部の治安対策の強化は喫緊の課題となっている。沿岸住民や漁業関係者等との連携の強化が必要不可欠と考えるが、県警としてどのように取り組んでいく考えか伺う。

警察本部長 答弁

次に、沿岸部の治安対策における沿岸住民等との連携強化についてであります、

県警察では、これまで、沿岸部を管轄する警察署毎に、沿岸部に居住する方々や漁業関係者等を中心とした「沿岸警備協力会」を設立し、沿岸パトロール等を実施していただいているところであります。

議員ご指摘のとおり、来年は、本県で「サミット労働大臣会議」の開催が予定されており、沿岸部において、地域住民の方々と連携した対策が不可欠であります。

このため、5月に、「沿岸警備協力会」の県レベルの連合組織を設立したところであり、今後、この組織を通じて、不審船発見時の通報依頼やその対応要領について徹底を図るとともに、沿岸住民の方々に対し情報提供を行うなど、連携を

43

更に強化して沿岸部の治安対策を推進してまいり所存であります。